

2020-2021年度 IFNA・栄養関連事業の戦略策定・案件形成に係るアドバイザー業務委託契約

(公告日：2020年7月10日／調達管理番号：20a00352) について、以下のとおり回答いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 4	(4) 利益相反の排除	「受注者に対しては・・・以下の全ての要件に該当する契約への競争参加を認めません」とありますが、本件業務に補強として参加するものが所属する企業にも、この排除は該当しますでしょうか。	該当しません。
2	P. 2	共同企業体	共同企業体の結成は認めないが、一部業務の再委託は可能とのことですが、応札主体の法人に外部から補強は可能でしょうか？または、再委託とは補強のことを指しているのでしょうか？また可能である場合、総括（業務性責任者）の補強（または再委託）はできるでしょうか。	応札主体の法人に、他法人から業務従事者を配置することは可能です。なお本件は、外部機関者を総括（業務責任者）とすることは出来ません。
3	P. 2	競争参加資格	全省庁統一資格の結果通知書が提出期限にもしどうしても間に合わない場合、事後提出は可能でしょうか？	原則として事後提出は受け付けておりません。競争参加資格審査を行う時点で、全省庁統一資格を有していなければ、本入札には参加出来ません。特別な理由がある場合は具体的に理由をご説明いただいたうえで、参加可否について判断いたします。
4	P. 2	再委託	「一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述」、また、「契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能」とありますが、技術提案書に予定する再委託先を記述したうえで、契約締結後に一部変更、または追加することも、発注者から承諾を得た場合に可能でしょうか？	発注者から承諾を得た場合には可能です。
5	P. 2	利益相反の排除	この原則はあくまで契約対象者（受注者）に対してであり、再委託先には及ばないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6		作業の場所	打合せ、および海外での活動以外の業務に関しては、特に作業場所の指定はないと理解しておりますが、ご確認いただけますと幸いです。	打合せ及び海外での活動以外の業務に関して、特に作業場所の指定はありません。ただし一部の業務に関しては、発注者の内部ネットワークにアクセスする必要があることから、第2章4.（1）に記載のとおり、発注者の事業所内において作業場所を提供します。